

学校法人青森山田学園

役員報酬・手当及び退職金・功労金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人青森山田学園（以下「法人」という）の役員報酬、手当及び退職功労金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員 の 定義)

第2条 この規程で役員とは、理事長、常勤理事、非常勤理事、監事、評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事長及び理事会が特に職務を委嘱した理事の報酬については、理事会において決定する。

2 非常勤役員については、原則として報酬を支給しない。但し、理事長が必要と認めた場合は理事会において決定する。

3 教職員を兼任する常勤役員については、法人の定める教職員給与規程にもとづき給与ならびに手当を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員の報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。ただし、教職員を兼任する役員については、前条3条3項の規定のとおりとし、原則として報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(但し、当日が銀行の休業日にあたるときは直前の銀行の開業日とする。)

(2) 退職功労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後60日以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(特別手当)

第7条 常勤する役員については、給与の他に月額10万円を超えない範囲で特別手当を支給することができる。

2 支給額は理事長が決定する。但し、理事長については理事会において決定する。

(臨時手当、特別日当)

第8条 非常勤役員について、特に必要と認めた場合、臨時の手当を支給することができる。支給額は理事長が決定する。

2 1回の支給額が30万円を超える場合は、理事会において決定する。

3 役員が法人の会議、行事等、及び法人に関係する会議等に出席又は参加をした場合、1日の額が5万円を超えない範囲で、法人の旅費規程にもとづく旅費の他に特別日当を支給することができる。支給額は、理事長が決定する。

(退職金)

第9条 常勤役員が退職又は退任した場合は、法人の定める退職給与規程にもとづき退職金を支給する。

2 非常勤役員については、功労金を支給する。

(功労金)

第10条 非常勤役員が退任もしくは死亡した場合は、法人の功労を勘案して功労金を支給する。功労金の額は、理事会において決定する。

2 法人に特に功労があった常勤役員については、法人の定める退職金給与規程にもとづく退職金の他に功労金を支給する。功労金の額は、理事会において決定する。

(遺族の範囲)

第11条 前条の退職金、功労金の支給について、死亡による場合の遺族の範囲及び順位について法人の定める退職手当支給規程を準用する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第13条 この規程にない事項については、理事会において決定する。

(改廃)

第14条 この規定の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は、平成7年12月28日から施行する。

附則

別表第1（常勤の役員の報酬）

号級	理事長	常務理事	理事	監事
1	月額 800,000 円	月額 650,000 円	月額 550,000 円	月額 400,000 円
2	月額 1,000,000 円	月額 750,000 円	月額 650,000 円	月額 500,000 円
3	月額 1,200,000 円	月額 850,000 円	月額 750,000 円	月額 600,000 円
4	月額 1,400,000 円	月額 1,000,000 円	月額 850,000 円	月額 700,000 円
5	月額 1,600,000 円	月額 1,200,000 円	月額 1,000,000 円	月額 800,000 円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000 円

（2）監事

	日額
理事会・評議員会等会議への出席	10,000 円
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000 円

（3）評議員

	日額
評議員会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	5,000 円

この規程は、令和2年4月1日から施行する。